

# JR東海労ニュース

No.1925

2014年3月5日

JR東海労働組合

**統一要求・統一闘争で2014JR春闘を闘おう！⑥**

## **専任V撤廃！希望者全員65歳まで雇用を！**

**旅客介助・介護手当1000円、台車検査に伴う試運転列車旅費1000円、  
作業主任手当1000円、助勤手当1000円、猛暑手当1000円、  
皆勤手当5000円、繁忙期手当500円の新設を！通勤手当の増額！**

本部は3月5日、「2014年度賃金引き上げ、夏季手当および諸要求の申し入れ」（申第27号）に基づく、第4回団体交渉を開催しました。

団体交渉は、諸手当の新設と増額、65歳定年、54歳原則出向、専任社員の雇用条件および労働条件について議論しました。会社は、旅客介助・介護手当、台車検査に伴う試運転列車の旅費、作業主任手当、助勤手当、猛暑手当、皆勤手当、繁忙期手当の新設、通勤手当の増額について、賃金水準が相当高いことや他の手当や基本給の賃金に加味されていることを理由に新設・増額の考えはないと答えました。本部は、手当は平成17年から変わっていないこと、職場環境や業務量・業務内容が増加したことによる社員の労苦に応えるためにも手当の新設・改訂を迫りました。

65歳定年、54歳原則出向については、会社は現段階で変える考えはないと明らかにしました。また、希望者全員が専任社員として65歳まで働くため、専任社員の雇用条件・労働条件の改善、特に「経過措置」を直ちにやめることと、差別の温床となる「専任V」の撤廃を強く求めると共に、専任社員の基本給、契約満了報労金の改善、短時間勤務・短日数勤務の導入について会社に強く要求しました。

しかし会社は、法律に基づいて適切に対応しているため問題は無いとし、賃金についても改善をする考えはないとしました。本部は、経過措置によって65歳まで雇用されない仲間が生み出されている。年金が支給されるといっても報酬比例部分だけでは生活できない。生存権にも関わる問題だ。JR東海労組合員を「専任V」に落とし込めるために、恣意的なボーナスカットを繰り返すことは絶対に認めない。希望者全員が安心して65歳まで働くために、基準の撤廃、「専任V」の撤廃、労働条件の改善を強く迫りました。

**全組合員で要求満額獲得に向け奮闘しよう！**

第5回団体交渉は3月10日（月）に開催します。

**短時間勤務・短日数勤務の導入で  
専任社員の労働条件改善を迫る！**